

■家計・個人事業主に対する支援策一覧（暫定版）

2020年4月10日現在

	制度内容・名称	制度の概要・対象となる要件	給付額・上限額・猶予額等	窓口
1	生活支援臨時給付金（仮）	2020年2～6月の間のいずれかの月に、世帯主の月収が感染発生前と比べて減少した世帯（所得制限あり） →所得制限なく、国民1人当たり10万円の給付に？	1世帯当たり30万円 →1人当たり10万円（1世帯あたり30万円の給付は取消）	専用コールセンター 03-5638-5855
2	持続化給付金（仮）	フリーランスを含む個人事業主などの売上が、1～12月までのいずれかの月に前年同月比半分以上減少	「前年の総売上－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月） フリーランスを含む個人事業主は、上限100万円 中小企業や小規模事業者は、上限200万円	中小企業金融・給付金相談窓口 電話番号 03-3501-1544
3	生活福祉資金貸付制度	休業を余儀なくされたり、失業に追い込まれたりして生活費に困った時。所得に関係なく利用できる（返済免除もあり）	休業等で収入が減少：最大10万円 （学校の臨時休校等の影響がある場合、最大20万円） 失業等で生活の立て直しが必要な人：単身者は月最大15万円、2人以上世帯は月最大20万円 原則3か月間、無利子で借りられる	社会福祉協議会
4	公共料金の支払猶予	大手電力会社・大手ガス会社は、料金支払い期限を1ヶ月延長。通信大手3社は、2月末以降の支払いについて、5月末まで支払い期限を延長	公共料金・携帯代等の料金相当額	各事業会社
5	水道・下水道料金の支払猶予	最長4ヶ月など。自治体ごとに異なる	水道・下水道料金相当額	各自治体の水道営業所等
6	NHK受信料の支払猶予	期日までの支払いが難しい場合、相談に応じる	受信料相当額	NHKの窓口
7	生命保険料の猶予	新型コロナウイルス感染症により影響を受けた契約者の保険料支払いが猶予される	保険料の払込み猶予期間を一定期間延長（生命保険会社は2020年9月末、損害保険会社は5月末までなど）	各保険会社
8	納税猶予 （または換価の猶予）	収入が大きく減った個人事業主は、所得税や消費税などの国税の納付や、固定資産税など地方税の徴収が1年間猶予される。 2月以降の1ヶ月以上にわたって、前年の同時期に比べ、収入が20%以上減少するなどの場合に対象となる	納税予定額	税務署
9	社会保険料の支払猶予	納税猶予が認められると支払が猶予される	社会保険料の支払額	—
10	固定資産税 （減免は来年度の支払い）	売上が減少した個人事業主は、設備や建物にかかる固定資産税や都市計画税が、2021年度に限って減免。2～10月までのうち、3ヶ月間の売上高の減少幅が、前年の同時期に比べ30%以上50%未満の場合は半額、50%以上減少の場合は全額が免除	納税予定額 ※個人への減免は検討中？	市区町村役場の収税課など

11	休業手当	会社都合で休業することになった労働者は、正規、非正規を問わず、休業手当（平均賃金の60%以上）を受け取れる。会社には労働基準法に基づき「平均賃金の六割以上の休業手当」を払う義務がある	平均賃金の60%以上	勤務先
12	学校等休業助成金・支援金	・小学校や幼稚園、保育所などの臨時休校により仕事を休む保護者に対し、月額8,330円を上限に勤務先の会社を助成（条件あり）。制度の利用は、保護者が会社に申し出て、会社側から申請書を提出。 ・個人事業主（フリーランス含む）の保護者には、一定条件を満たした場合、月額4,100円の支援金制度がある。申請は保護者自身が行う（申請期間は2020年6月末）	・有給休暇取得の場合 ：月額8,330円（勤務先への助成） ・個人事業主、フリーランス ：月額4,100円	学校等休業助成金・支援金相談 コールセンター 0120-60-3999
13	住居確保給付金	休業や失業等で収入が減り、家賃が払えない人に国や自治体から家賃を支給。生計を支えていた人が対象。給付期間は原則3ヶ月間、最長9ヶ月	原則：家賃の3ヶ月分（最長9ヶ月分）	自立相談支援機関 （4月20日から受付開始）
14	修学支援新制度	家計が急変した学生や短大生、それに、高等専門学校などに通う学生には、授業料の減免や、給付型の奨学金が支給	授業料等相当額	日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301
15	新型コロナウイルス感染症 特別貸付等 特別利子補給制度	個人事業主や中小企業等に対する、収入が大きく落ち込んでしまった時の「無利子・無担保の融資」	フリーランスを含む個人事業主も対象 上限は3,000万円	中小企業金融・給付金相談窓口 03-3501-1544 日本政策金融公庫 平日 0120-154-505 土日祝 0120-112-476
16	小規模企業共済制度の 特例緊急経営安定貸付	新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化し、最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同期比で5%以上減少している小規模企業共済の貸付資格を有する契約者の方に対する貸付	貸付限度額：2,000万円 ※ただし、契約者が納付した掛金総額の7～9割の範囲内	（独）中小企業基盤整備機構 共済 相談室 平日 9:00～18:00 050-5541-7171
17	生命保険の契約者貸付	加入している保険の解約返戻金の80～90%を借りられる。新規の借り入れについては無利子等の支援制度あり	契約種類に応じて、解約返戻金の80～90%など	各保険会社
18	給付型奨学金	新型コロナウイルスの影響で家計が急変した場合、「生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合」に類するものとして取り扱う	国公立・私立の別、自宅・自宅外の別により、 月額5,900円～75,800円	日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301